

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 入札は、関東財務局で配布する入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに提出用の茶封筒に入れて、入札受付期間〔平成30年1月30日（火）から締切日時2月7日（水）午後5時00分まで（必着）〕に関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（入札担当）あて持参又は簡易書留郵便により提出しなければなりません。

2 入札締切日時までに到達しない入札書は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は、郵送期間を考慮して余裕をもって早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を、関東財務局で配布する振込依頼書を用いて、関東財務局の預金口座（口座番号等：振込依頼書記載のとおり）に振り込んでください。入札保証金の振込を依頼した金融機関の窓口から交付された保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がない場合は、入札保証金が納付済であっても入札は無効となります。

2 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記入した回次番号及び物件番号を記入してください。

4 入札保証金の納付後は、その変更又は取消しを行うことはできません。

第6条 入札書及び入札関係書類の作成にあたっては、記入方法や注意事項を確認のうえ、記入漏れや誤りのないよう正確に記入してください。（記入方法は、33～42ページ参照）

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

一 国有財産売払公示書又は本要領の条項に違反する入札

二 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者による入札
（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は、26ページ参照）

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者による入札（暴対法第2条第2号は、26ページ参照）

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

- イ 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- ロ 次のいずれかに該当する者
- （イ） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき（暴対法第2条第6号は、26ページ参照）
 - （ロ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - （ハ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - （ニ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - （ホ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

ハ イ、ロの依頼を受けて入札に参加しようとする者

- 四 所定の入札書以外の用紙を使用した入札
- 五 入札書に入札者の住所、氏名（法人にあっては、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記入及び押印がない入札
- 六 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名（法人にあっては、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記入及び押印がない入札
- 七 入札書の金額を訂正した入札、記入した金額が明確でない入札
- 八 入札書に回次番号及び物件番号を記入していない入札
- 九 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出がない入札
- 十 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がない入札
- 十一 第5条に規定する入札保証金を納付しない入札
- 十二 入札保証金をATM及びインターネットを利用して振り込んだ入札
- 十三 同一物件に対し2通以上の入札
- 十四 入札締切日時までに入札関係書類が到達しない入札
- 十五 最低売却価格に達しない金額の入札
- 十六 法人による入札の場合、役員一覧の提出がない入札
- 十七 その他入札執行官が入札書及び入札関係書類に虚偽又は不完全を認めた入札

第9条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会わせて行います。入札者等入札関係者の入場は自由ですが、開札会場への入場の際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることを確認します。

第10条 開札の結果、最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者を落札者と決定します。ただし、最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者

を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格で有効な入札をした者を落札者と決定します。

なお、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者がくじを引きます。

また、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合は、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに関東財務局のホームページにおいて入札の実施結果（応札者数、落札・不調等の別）を公表します。

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

（外国為替及び外国貿易法、外国為替令の上記条項は、27ページ参照）

第13条 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。落札者の入札保証金は、売買代金又は第15条に定める契約保証金に充当できます。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。ただし、開札後、落札者の決定を留保した物件の入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。入札保証金には利息を付しません。

第14条 落札者が、落札決定の日の翌日から30日以内に契約を締結しない場合（農地法の届出が必要な場合であり、開発許可を伴う物件については、当局との連名で農地法の届出を行い、落札決定の日の翌日から3ヶ月以内に契約を締結しない場合）は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することとなります。

第15条 落札者は、契約を締結しようとするとき、第13条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により納めなければなりません。

第16条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第17条 落札者との売買契約締結後、関東財務局のホームページにおいて契約内容（物件所在地、地目、数量、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の区分。法人にあっては業種を付記する。）を公表します。

第18条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。